

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十二年十一月二十五日

佐賀県知事 古川 康

佐賀県規則第五十五号

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則の一部を改正する規則

社会福祉法人の助成に関する条例施行規則（昭和四十一年佐賀県規則第三十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が属する世帯を除くものとする。

第五条第二項第三号及び同条第三項第二号に次のただし書を加える。

ただし、暴力団員が属する世帯を除くものとする。

別表第一の福祉資金の項を次のように改める。

福祉資金	福祉費	5,800,000円	一括、分割又は月決めにより交付すること。	貸付けの日と場最終（交付の最終貸付日）から6月以内	据置期間経過後20年以内	1 連帯保証人を立てる場合 無利子 2 連帯保証人を立てない場合 据置期間中は無利子、据置期間経過後は年1.5パーセント
	緊急小口資金	100,000円		貸付けの日から2月以内	据置期間経過後8月以内	無利子

附 則

この規則は、公布の日から施行する。